

ワンストップ特例制度に関するご案内

ワンストップ特例の概要

- ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告・住民税申告を要しない方が自治体への寄附をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、税の寄附金控除が受けられる特例制度です。ここでいう「寄附金」は返礼品のある・なしには関係ありません。
 - 確定申告が必要な方はワンストップ特例制度の対象外となります。
 - 地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告又は住民税申告をしてしまった場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。
 - ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
- ◎ワンストップ特例の申請自治体数が年間5自治体を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますのでご注意ください。
- ◎申告特例申請書郵送先・問合せ先
〒260-0016 千葉県千葉市中央区栄町 36-10
甲南アセット千葉中央ビル 5階 C号室
レッドホースコーポレーション株式会社
ふるさとサポートセンター
豊島区ふるさと納税宛
TEL : 0120-523-227
メール : info-chi-fsc@redhorse.co.jp
- ※「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」から寄附された方の郵送先、問い合わせ先となります。他の方法で寄附された方は、寄附をされた担当部署にお問合せ下さい。

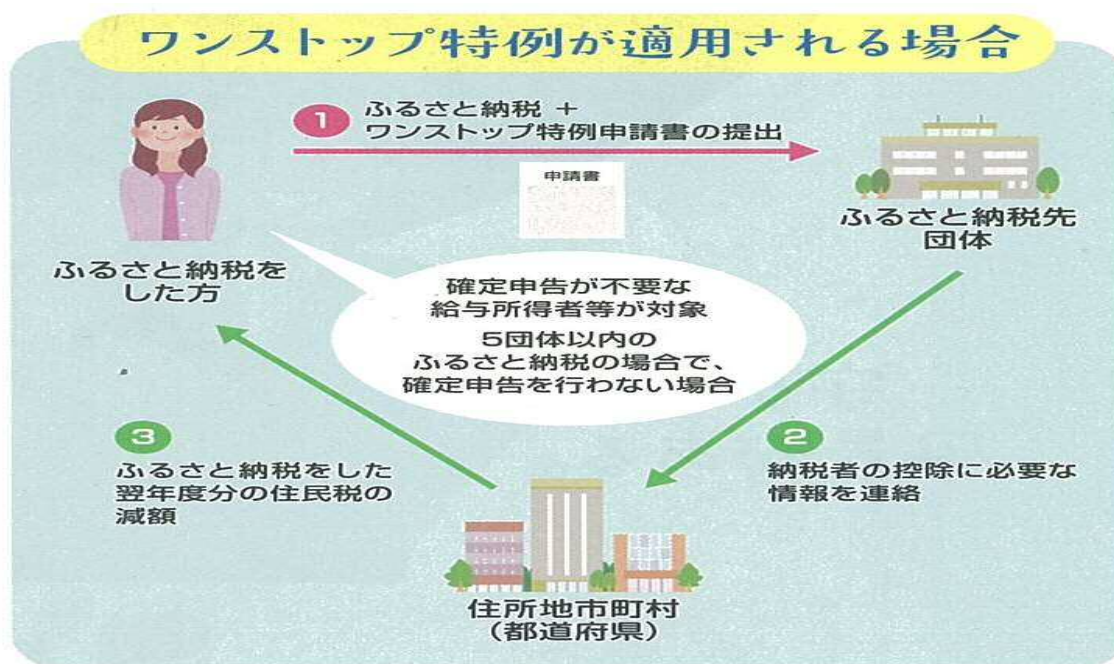
ふるさと納税ワンストップ特例制度についてのお知らせ

～確定申告不要のワンストップ特例制度による税控除手続きが選択できるようになりました～

都道府県や区市町村などの自治体への寄附（いわゆる「ふるさと納税」）について税控除を受けるためには、原則確定申告により寄附金控除の手続きを行う必要があります。

ワンストップ特例制度は、寄附先の自治体で申告特例の申請手続きを行うことにより、確定申告の手続きを要さずに、所得税の控除額と住民税の控除額を合わせた額が、お住まいの区市町村に納めるべき住民税の額から控除される制度です。ふるさと納税に伴う寄附金控除手続き簡素化のための特例制度で、一定の要件に該当しない方（次の「ワンストップ特例の対象とならない方」をご参照願います。）を除き、利用できます。

ワンストップ特例により税控除の適用を受けるまでの手順の流れは、次のとおりです。



(1) 寄附をする・申告特例の申請

寄附の方法は、自治体によって異なります。

ワンストップ特例を受けるためには、寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出が必要です。

(2) 寄附金受領証明書について

ワンストップ特例の適用要件に該当しなくなった場合は、税控除手続の原則どおり、確定申告により寄附金控除の手続きを行う必要があります。確定申告には「寄附金受領証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

(3) 申告特例の通知

寄附者の方の氏名や住所、寄附金額など、寄附金控除の手続きを行うために必要な事項が、申告特例申請書に記載した住所地の区市町村へ通知されます。

(4) 住民税の控除

寄附をした年の翌年度に納めるべき個人住民税所得割の額から、所得税において控除されるべき額に相当する額と住民税における控除額を合わせた額が控除されます。

控除後の額により納付すべき所得割額をお知らせするため、所得税のように還付が行われるわけではありません。

ご注意ください

平成 28 年 1 月以降、ワンストップ特例の申請書にはマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。

受け付ける際に、本人確認（番号確認と身元確認）を行いますので、下の表の 1 から 3 のいずれかの本人確認書類を提示していただくようお願いします。

※郵送で提出される場合は、本人確認書類のコピーを同封してください。

	本人確認書類	
	番号確認用	身元確認用
1	マイナンバーカードのコピー（表裏両面）	
2	マイナンバー通知カードのコピー ※住所・氏名等の記載事項に変更が無い場合に限り ます	下記のいずれか 1 点 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
3	個人番号が記載された住民票のコピー	※写真が表示され、氏名及び生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。 ※上記の書類が無い場合は、以下のいずれか 2 点のコピー ・公的医療保険の被保険者証（健康保険証） ・国民年金手帳 ・公共料金の領収書 等

ワンストップ特例の対象とならない方

ワンストップ特例による税控除手続きを選択できるのは、お勤め先で年末調整を行う給与所得者の方など、ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告がなければ確定申告も住民税の申告も必要ないと見込まれる方に限られます。したがって、次のような方は特例の対象とはなりませんので、原則どおり、確定申告による控除手続きが必要となります。

- ・個人で事業を行う方や不動産所得がある方、給与収入が 2 千万円を超える方などの確定申告が必要な方
- ・雑所得や一時所得、譲渡所得などの給与所得以外の所得が発生する見込みのある方
- ・雑損控除や医療費控除などの年末調整では手続きを行えない控除の適用を受ける予定の方
- ・国や社会福祉法人への寄附など、自治体以外への寄附についても寄附金控除の適用を受ける予定の方 など

特例申請に当たっての注意事項

- ・確定申告又は、住民税の申告が行われた場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされます。
⇒特例申請後に確定申告等が必要となった場合は、特例申請をした寄附金を含む、すべての自治体への寄附金について申告を行う必要があります。
- ・ワンストップ特例が適用されるのは、令和5年中に行った自治体への寄附金です。
- ・ワンストップ特例が適用されるのは、特例申請を行う寄附先の自治体が5団体までの場合に限られます。
⇒5団体を超過して特例申請がなされた場合は、特例申請がなかったものとみなされます。
- ・特例申請後に住所が変更となる場合は、特例申請書を提出した寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。
⇒変更届出書の提出を行わずに、特例申請による寄附金控除の通知が、寄附した翌年の1月1日における住所地の区市町村以外の区市町村に送付された場合は、その寄附の特例申請がなかったものとみなされます。

ワンストップ特例による控除の内容

ワンストップ特例の申請をおこなった場合、ふるさと納税として自治体に寄附をした金額のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、寄附した年の翌年度分の住民税から控除されます。控除の内容は、次のとおりです。

- ① 基本控除額・・・2千円を超える部分の10%を税額控除
- ② 特例控除額・・・2千円を超える部分のうち、基本控除額と所得税における減税分相当額を差し引いた額
ただし、特例控除額については、住民税所得割額の2割が限度となります。
- ③ 申告特例控除額・・・所得税における減税分相当額

特例控除額として控除を受けるべき額が所得割の2割を超えなければ、寄附金額のうち2千円を超える部分の金額が、寄附をした年の翌年度に納めるべき住民税から控除されることとなります。

ワンストップ特例に関する問合せ先

ふるさとサポートセンター

TEL : 0120-523-227

メール : info-chi-fsc@redhorse.co.jp

問合せ先 豊島区文化商工部生活産業課

ふるさと納税推進グループ

03-4566-2748 (直通)